

無 担 保 災 害 救 援 ロ ー ン

2021年4月1日現在

1. 資金用途	<p>災害救助法の適用となる災害等で、金庫が取扱期間等を指定した下記の資金用途を対象とします。</p> <p>①被災による家財道具購入費、被災による傷病の入院・治療費、被災した車輛の買替・修繕資金、災害復旧に要するその他生活資金、および、災害時の当座の生活資金</p> <p>②被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費</p>
2. 貸出形式	<p>・ 証書貸付</p>
3. 貸出金額	<p>・ 上記1. 資金用途が①に該当する場合は1,000万円以内（原則として1万円単位）</p> <p>・ 上記1. 資金用途が②に該当する場合は2,000万円以内（原則として1万円単位）</p> <p>ただし、年金生活者は200万円を上限とし、かつ、年間の受給金額以内とします。</p>
4. 貸出期間	<p>・ 上記1. 資金用途が①に該当する場合は10年以内</p> <p>・ 上記1. 資金用途が②に該当する場合は25年以内</p> <p>上記返済期間内において当初1年間、元金の返済を据置く「据置貸付」のご利用もできます。なお、据置期間は返済期間に含まれます。</p>
5. 借入資格	<p>・ 次のすべての条件を満たす方</p> <p>① 未成年者（満18歳以上を除く）、制限行為能力者または住所不定者でないこと</p> <p>② 安定継続した家計年収が150万円以上であること</p> <p>③ 最終弁済年齢が満76歳未満であること</p> <p>④ 保証機関の保証を受けられること</p>
6. 貸出金利	<p>・ 当金庫所定の利率を適用します。（固定金利）</p>
7. 返済方式	<p>・ 元利均等月賦償還または元利均等月賦半年賦併用償還</p> <p>元利均等償還とは、返済期間を通じて元金と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。</p> <p>毎月1回返済を行う「月賦償還」、月賦償還と半年に1回返済を行う半年賦償還とを組み合わせ合わせた「月賦半年賦併用償還」があります。</p> <p>なお、年金生活者については元利均等月賦償還または元利均等隔月償還とします。</p> <p>毎月1回返済を行う「月賦償還」、2カ月に1回返済を行う「隔月償還」があり、ご自由に選択できます。</p> <p>・ 据置貸付期間中の取扱い</p> <p>据置貸付期間中は、元金の返済を行わず、経過利息のみを「月賦償還」または「月賦半年賦併用償還」により、お支払いいただきます。</p>
8. 保証	<p>・ （一社）日本労働者信用基金協会</p>
9. 保証料等	<p>(1) 保証料</p> <p>・ 保証料は当金庫が負担いたします。</p> <p>(2) 手数料</p> <p>・ 不 要</p>
10. 担保	<p>・ 不 要</p>
11. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<p>・ ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後6時</p> <p>(土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp</p>

<p>12. 第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：（一社）全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】 東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁 センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問 合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp
--	--

ろうきん

※ 金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。